

長崎県告示第 620 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により次のとおり事業の認定をした。
令和 6 年 12 月 24 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 第 1 起業者の名称 南島原市
第 2 事業の種類 南島原市原城跡世界遺産センター整備事業
第 3 起業地

- 1 収用の部分 長崎県南島原市南有馬町乙字下陣場及び南有馬町丁字西下地内
2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、長崎県南島原市南有馬町乙字下陣場及び南有馬町丁字西下地内における「南島原市原城跡世界遺産センター整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、法第 3 条第 32 号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、南島原市が同市の有する世界遺産原城跡についてのガイダンス機能強化、及び世界遺産にかかる観光を切り口として交流人口を拡大し、観光客などによる市内消費を増加させ地域振興を図るための拠点となる公の施設である文化観光拠点施設を整備しようとするものである。

起業者である南島原市は、地方自治法第 244 条第 1 項の規定によって公の施設を設置する権能を有しており、本件事業に必要な経費については議会の議決を経て、財源措置を講じていることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

南島原市の有する史跡原城跡(以下「原城跡」という。)は、平成 30 年 7 月に構成資産のひとつとして世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に登録された。

南島原市では、世界遺産登録以前より、原城文化センター(昭和 62 年建築)を一部改修した建物を有馬キリシタン遺産記念館(以下「既存施設」という。)として暫定的な原城跡のガイダンス施設と位置付け、出土遺品・歴史資料・美術品の展示、収蔵・保管、及び来訪者への観光案内などを行ってきた。

ところが、近年、発掘調査の進展による出土遺品の増加により、展示候補対象となる収蔵品総数が増加しており、暫定的なガイダンス施設である既存施設では展示可能スペースに制限があるため、展示品は展示候補総数のうちわずかとなっておりガイダンス施設としての機能を十分に果たしていない状況にある。

さらに、既存施設には出土遺品・歴史資料・美術品を適正に保管するための温湿度管理が可能な専用収蔵スペースがなく、温湿度管理を必要とする紙製の歴史資料、美術品などは保管機能を有する近隣の他施設(歴史民俗資料館、図書館)で暫定的に保管しており、発掘調査の進展に伴い増加している出土遺品は、その一部を廃校となった小学校に保管しており、収蔵品の保管が各所に分散している状況にある。収蔵品の中には、今後、国の重要文化財指定に向けて準備を進めているものが多数あり、その収蔵・保管環境の整備は喫緊の課題となっている。

また、南島原市の人口は減少を続け、年齢別の構成をみると、0 歳以上 14 歳以下の年少人口割合、15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口割合は年々減少しているのに対し、65 歳以上の高齢人口割合は上昇を続け、人口減少、少子高齢化の状況が顕著に現れている。

地域の持続的発展のためには地域振興を図る必要があり、市の有する歴史資源などを活かし観光を振興して交流人口を拡大し、市内消費や観光需要の増加を図るような取り組みが重要となっている。

このような状況に対応するため、南島原市は、世界遺産にかかる観光を切り口として交流人口を拡大し、観光客などによる市内消費を増加させ、地域振興を図ることを目的として、世界遺産のガイダンス施設を核とする文化観光拠点施設の整備を行うものである。

本件事業の完成により、世界遺産ガイダンス施設、観光案内施設、物産販売施設、利便性向上機能を有した文化観光拠点施設「南島原市原城跡世界遺産センター」(以下「世界遺産センター」という。)が整備・設置され、世界遺産ガイダンス施設では、展示スペースの拡充と収蔵・保管環境の整備によりガイダンス機能が強化されることから、世界遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置となり、世界遺産原城跡が持つ「顕著な普遍的価値」をより効果的に、広く後世に渡って伝えていくことができると期待される。世界遺産センターでは世界遺産への観光客が市内の文化資源や観光資源に周遊し、周辺市や他の世界遺産の構成資産への周遊に繋がるような取り組みを行うことから、交流人口が拡大し広く観光振興が図られることが期待できる。さらに、世界遺産センターの物産販売施設などに地域住民が多く集まり、世代間交流や住民交流の場が創出されることから、地域活性化が図られることが期待でき、地域振興に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者は、本件事業の起業地及びその周辺には保護を必要とする希少性のある動植物は確認されていない旨確認している。また、起業者は、本件事業の施行に当たっては、環境(騒音、振動を含む。)にも十分留意して施行することとしており、保護を必要とする希少種が確認された場合は、専門家の指導、助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

さらに、起業者は、本件事業の起業地内には文化財保護法(昭和25年法律214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しないことを確認しており、起業地は世界遺産所在地の隣接地であることも鑑み、本件事業の施行に伴い、文化財等が確認された場合は、長崎県教育委員会、文化庁と協議を行い、必要に応じて記録保存等を含む適切な措置を講じるものである。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、南島原市が世界遺産原城跡の近接地内の一般国道251号沿線に、世界遺産ガイダンス施設、観光案内施設、物産販売施設、利便性向上機能を有した文化観光拠点施設を整備・設置する事業であり、起業者は、原城跡への来訪者数や既存施設の入館者数、市内物産販売施設の実績、自然公園等施設技術指針や新営一般庁舎面積算定基準等により本件事業の計画諸元を決定していることから、本件事業の事業計画は適切なものと認められる。

また、本件事業に必要な土地の範囲については、南島原市南有馬町乙字下陣場及び南有馬町丁字西下地内に建設する案(以下「申請案」という。)同市南有馬町乙字築山及び字小江地内に建設する案、同市南有馬町丁字西下及び字陣場地内に建設する案の3案による検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は他の案と比べ、土地利用に与える影響等の敷地に関する所見、アクセス性や来訪者の安全性及び施設の視認性等の社会的項目の所見において3案中最も高い評価となり、必要な造成工事(盛土工、切土工)の数量が最も少なくなり、工事費が最も安価となることなどから、敷地、社会的、技術的、経済性の諸条件を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優先すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業は、世界遺産ガイダンス施設、観光案内施設、物産販売施設、利便性向上機能を有した文化観光拠点施設「南島原市原城跡世界遺産センター」を整備・設置し、世界遺産関連施設としてのガイダンス機能の強化、観光客はもとより地域住民の多くが訪れる賑わいの場を創出するものであり、この南島原市原城跡世界遺産センターにより、世界遺産原城跡が持つ「顕著な普遍的価値」をより効果的に、広く後世に渡って伝えていくことができ、観光客の周遊、世代間交流、住民交流の場が創出されることによって、交流人口の拡大による地域活性化が図られ、地域振興を図ることができるから、地域の持続的発展に寄与することとなる。よって、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、本件事業は、南島原市が令和5年3月に改訂した「第 期南島原市総合計画後期基本計画」において、「世界遺産を活用したまちづくりの推進と適切な保全」施策に係る事業として位置づけられており、

その中で南島原市は「世界遺産センターの整備」を総合戦略としている。

なお、市内の各種団体の長等で構成される南島原市世界遺産市民協働会議より、本件事業の早期整備に関して強く要望されているところである。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 長崎県南島原市役所(教育委員会世界遺産推進室)